

議第76号

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年12月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

人事院勧告に基づき、給与の改定を行うため改正しようとする。

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(昇給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 55歳（市の規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市の規則に定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市の規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「<u>2号給</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(昇給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 55歳（市の規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市の規則に定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市の規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「<u>0号給（行政職給料表（1）以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務の級が6級以上であるものに相当するものとして市の規則で定める職員にあつては、2号給）</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>

(高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（高山市職</p>	<p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>2 <u>平成25年3月31日までの間に限り、</u>平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日</p>

員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高山市条例第10号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（市の規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（高山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）から当該差額に相当する額の半額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円）を減じた額を給料として支給する。

(1)・(2) (略)

3～5 (略)

において受けていた給料月額（高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高山市条例第10号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（市の規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（高山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）から当該差額に相当する額の半額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円）を減じた額を給料として支給する。

(1)・(2) (略)

3～5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

- 2 平成25年4月1日において43歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日における高山市職員の給与に関する条例第7条第1項の規定による昇給その他号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして市の規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(市の規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。